=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=5件(4月6日~4月12日分)
- (1)乗合バスの車内事故
- (2)貸切バスの衝突事故
- (3) 法人タクシーの死傷事故
- (4) 法人タクシーの衝突火災事故
- (5) 法人タクシーの衝突転落事故
- 2. トピック
- (1)事業用自動車に係るテロ対策について① ~各地域の「官民連携ネットワーク」へ積極的にご参加下さい!!~【新着情報】
- (2)事業用自動車に係るテロ対策について② ~レンタカー借受人の使用目的や行先等の確認をお願いします~【新着情報】
- (3)「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の一部改訂【新着情報】
- (4) IT機器を用いた点呼の適用範囲を拡大!!~バス・タクシー事業でもIT点呼が 実施可能となります~
- (5) 自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正します~7月から過労防止関連の処分を厳しくします~
- (6) 平成29年「自動車事故調査・分析事例」をお知らせします。(関東運輸局発)
- (7) テロ対策等セキュリティ業務情報

- 1. 重大事故等情報=5件(4月6日~4月12日分)
- (1)乗合バスの車内事故

4月10日(火)午前11時17分頃、茨城県の市道交差点において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客1名を乗せ運行中、赤信号で停車した際、席を立っていた乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

当該乗客は、忘れ物をしたことを運転者に伝えるため席を立っていた模様。

(2)貸切バスの衝突事故

4月11日(水)午後0時40分頃、宮城県の国道交差点において、同県に営業所を置く貸切バスが運行中、赤信号で停車していたところに後方から走行してきた軽自動車が追突した。

この事故により、軽自動車の運転者が死亡した。

(3) 法人タクシーの死傷事故

4月7日(土)午前2時35分頃、新潟県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが運行中、別の車両にはねられて道路で倒れていた自転車の運転者をひいた。

この事故により、自転車の運転者が死亡した。

当該法人タクシーの運転者は、そのまま運行を続け、道路交通法(救護義務)違 反の疑いで逮捕された模様。

(4) 法人タクシーの衝突火災事故

4月11日(水)午前3時10分頃、愛知県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、中央分離帯に衝突しエンジン部分から出火した。この事故により、当該タクシーの運転者が軽傷を負った。

(5) 法人タクシーの衝突転落事故

4月12日(木)午前0時35分頃、北海道の国道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客3名を乗せ運行中、飲酒運転の乗用車に衝突され、はずみで当該タクシーが路外の側溝に転落した。

この事故により、当該タクシーの乗客2名と運転者、乗用車の運転者の計4名が重傷を負い、タクシーの乗客1名が軽傷を負った。

上記5件の死傷者数計:死亡2名、重傷5名、軽傷2名(速報値)

2. トピック

(1)事業用自動車に係るテロ対策について① ~各地域の「官民連携ネットワーク」へ積極的にご参加下さい!!~

【新着情報】

国土交通省は警察庁と連携し、バスターミナル、バス、レンタカー、タクシー、トラック事業者等の各事業者団体に対して、関係機関等との連携・協力を図って テロ対策を進めるよう文書を発出し、事業者団体の方々に周知を図って頂くよう 依頼しました。 皆様の地域においても、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて、官民 一体となった取り組みにご協力をお願いします。

- ※各都道府県警察の問い合わせ先等は、最寄りの地方運輸局等へお尋ねください。
- ※「官民連携ネットワーク」の詳細については、下記リンク先をご覧ください。
 - ○警察庁「官民一体となったテロ対策」
- → https://www.npa.go.jp/bureau/security/terrorism/terotaisaku.html

(官民連携ネットワークの例)

- ①警視庁「テロ対策東京パートナーシップ」
 - http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/heion/antep_mpd.html
- ②埼玉県警「テロ対策彩の国ネットワーク」
 - http://www.police.pref.saitama.lg.jp/g0040/images/netwark.html
- ③福岡県警「テロ対策福岡パートナーシップ推進会議」

http://www.police.pref.fukuoka.jp/keibi/keibi/terror/terrortop.html

(2)事業用自動車に係るテロ対策について② ~レンタカー借受人の使用目的や行先等の確認をお願いします~

【新着情報】

欧米諸国においてレンタカー等を使用した車両突入テロ事件が相次いで発生しており、同種事案の発生が懸念されます。

国土交通省は、警察からの要請を受け、レンタカーに係る事業者団体に文書を発出し、レンタカー事業者が、「借受人の本人確認」、「使用目的」や「行先」等の確認を徹底し、不審なところがあれば、警察へ通報するよう周知を図って頂きたく依頼しましたので、ご協力をお願いします。

(3)「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の一部改訂 【新着情報】

国際海上コンテナ内のフレキシタンクの損傷による液体物の漏洩を防止するため、フレキシタンクを用いる際に確認すべき内容について、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」において明確化しました。

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000340.html

(4) IT機器を用いた点呼の適用範囲を拡大!!~バス・タクシー事業でもIT点呼が 実施可能となります~

(配信日: H30.3.30)

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、事業用自動車の乗務を開始又 は終了する運転者に対して対面により点呼を行うこととなっていますが、トラッ ク事業においては一定の要件を満たす優良な営業所においてIT機器を用いた点 呼が可能となっています。

今般、バス・タクシー事業についても、一定の要件を満たす優良な営業所の営業 所-車庫間でIT機器を用いた点呼を可能にするため、旅客自動車運送事業運輸規 則を改正します。

この改正により、運転者の営業所-車庫間の往復が不要になる等、ICTの利活用により運行管理の効率化が進み、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

1. 改正の概要

以下の要件にあてはまる優良な営業所であれば、届出により、営業所と当該営業 所の車庫間においてIT機器(※)を用いた点呼を行うことができることとします。

- ・開設してから3年を経過していること
- ・過去3年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと
- ・過去3年間行政処分又は警告を受けていないこと
- (※) 営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるもの
- 2. スケジュール

公布・施行:平成30年3月30日(金)

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000339.html

(5) 自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正します~7月から過労防止関連の処分を厳しくします~

(配信日: H30.3.30)

国土交通省では、自動車運送事業者(トラック、バス、タクシー)への行政処分 基準に関係する通達改正を行います。施行は、平成30年7月1日を予定しています。

(主な内容)

- ・過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定に引き上げます。
- ・営業所での監査結果に基づき行われる車両の使用停止(行政処分)について、 トラックに関しては、営業所で保有する車両数全体の最大5割に引き上げます。

1. 行政処分の許可

自動車運送事業(トラック、バス、タクシー)の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1~2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題です。このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取り組む施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたところです。

以上のような状況を踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量 定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行うこととし ます。(平成30年7月1日施行予定)

2. トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

トラックの適正化事業実施機関が実施する巡回指導において、法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにも関わらず改善が図られない等のトラック事業者の他、「定期点検の実施」、「健康診断の受診」及び「社会保険等の加入」に関する法令未遵守状況が継続的に見られるトラック事業者等に対して、重点的に監査を実施することとします。(平成30年10月1日開始予定)

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000338.html

(6) 平成29年「自動車事故調査・分析事例」をお知らせします。(関東運輸局発) (配信日: H30, 3, 23)

関東運輸局では、管内の自動車運送事業者において発生した業態別の事故傾向を 踏まえ、社会的影響が大きな事故、更なる対策が必要と思われる事故を選定し、 自動車事故調査・分析を実施しています。

今般、平成29年に実施した自動車事故調査・分析事例について、その主なものをお知らせいたします。

各自動車運送事業者におかれましては、事故調査・分析事例を運転者教育等の運

行管理業務にご活用されますようお願いいたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

 $\rightarrow \ \ \, \text{http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1803/0322/cs_p180322.pdf}$

(7) テロ対策等セキュリティ業務情報

(配信日: H30.3.16)

2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の安心・安全の確保に向け、各分野のセキュリティ対策が喫緊な課題となっています。事業用自動車に係るテロ対策についても警戒意識や対応能力の向上が求められています。

平成21年3月に創刊された本メールマガジン「事業用自動車安全通信」に新たな 企画として「テロ対策等セキュリティ業務情報」を掲載します。事業者、運行管 理者等の方々におかれましては、事故情報に加え「テロ対策等セキュリティ業務 情報」も参考にして、事業運営にご活用していただければと思います。また、直 接ご担当でない方におかれましては、関係部署や現場ご担当者様に広くお知らせ いただき、さらなる安心・安全の確保に努めて頂くことを期待して掲載していく 予定です。

♦◇◆新企画第1弾◆◇◆

"テロ対策は官民一体で!!

ロンドンでバスをも対象とした同時爆破テロ(2005年7月)が発生したほか、ニース(2016年7月)、ベルリン(同年12月)、バルセロナ(2017年8月)で、トラック等の車両を暴走させるテロの発生や、ボストンマラソン爆弾テロ(2013年4月)など自動車が関連するテロ事件や、大規模スポーツイベントを標的としたテロ事件が発生するなど、国際テロの脅威が高じているところです。

テロ対策のノウハウ、知識や最新の対策は、事業者の皆様それぞれが独自に調べたり考えたりすることは難しく、一定の対策を取ることは必要だとしてもどこから取り組み始めたら良いのかと思う方が多いのではと思います。警察庁では都道府県警察本部、警察署単位での官民が連携した研修会、訓練などを推進しており、全国の警察機関ではこれらの取り組みへの事業者の皆様の参加を募っています。例えば、東京都では平成20年に警視庁、東京都等の関係機関と民間事業者からなる「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」を発足させています。皆様の地域におけるこのような取り組みに積極的にご参画いただき、テロ対策を進めて頂く際のきっかけとして頂くことをご提案いたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。 「官民一体となったテロ対策」(警察庁)

→ https://www.npa.go.jp/bureau/security/terrorism/terotaisaku.html

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

```
( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html )
```

*ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

```
( http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html )
```

【参考】

*自動車局ホームページ

```
( http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html )
```

*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

ホームページ受付

```
( http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html )
```

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は 改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表された ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要にな ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自 動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れず に修理を受けましょう。
